許可番号　03220077483

産業廃棄物処分業許可証

住　所　江津市松川町下河戸１８０番地２

名　称　播磨屋林業株式会社

代表取締役　尾前　豊

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事　丸山達也

許可の年月日　令和８年６月２１日

許可の有効年月日　令和１３年６月２０日

１．事業の範囲

事業の区分　破砕（移動式）　以下余白

産業廃棄物の種類

木くず　以上１品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く　以下余白

２．事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり

３．許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破砕を行わないこと。

４．許可の更新又は変更の状況

(1) 平成１３年６月２１日新規許可
(2) 破砕施設の廃止及び追加により令和６年１０月２１日書換え交付
(3) 令和８年６月１７日更新許可

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　有　・　(無)

※事業の用に供するすべての施設

(1) 破砕施設１
・施設の種類：木くずの破砕施設（移動式）（政令第７条第８号の２）
・設 置 場 所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
・設 置 位 置：江津市桜江町八戸１８４番、１８５番１（基地破砕）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破砕）
・設置年月日：平成２３年２月３日
・処 理 能 力：12.39ｔ／時間、８時間稼働、99.13ｔ／日
・設置許可年月日及び許可番号：平成２３年１月２４日　廃第２８号の６

(2) 破砕施設２
・施設の種類：木くずの破砕施設（移動式）（政令第７条第８号の２）
・設 置 場 所：江津市桜江町八戸１８４番、１８５番１（基地破砕）
・設置年月日：令和６年１０月１０日
・処 理 能 力：19.5ｔ／時間、８時間稼働、156ｔ／日
・設置許可年月日及び許可番号：令和６年５月２０日　廃第２８号の２

以下余白